

議案第46号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を  
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区情報公開条例」の一部改正に伴い、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の  
委任等及び補助執行に関する規則」の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の  
一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和  
63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「たる」を「である」に改め、同条各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に、「たる」を「である」に改め、同条第3号中工を削り、才を工とし、力からコまでを才からケまでとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則	世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則
昭和63年9月20日世教委規則第8号	昭和63年9月20日世教委規則第8号
改正	改正
昭和63年12月28日世教委規則第9号 平成元年3月31日世教委規則第1号 平成元年5月1日世教委規則第11号 平成3年3月1日世教委規則第2号 平成4年4月30日世教委規則第11号 平成4年7月15日世教委規則第14号 平成4年12月25日世教委規則第20号 平成5年4月27日世教委規則第3号 平成6年4月28日世教委規則第4号 平成7年4月27日世教委規則第13号 平成9年3月27日世教委規則第2号 平成11年3月24日世教委規則第3号 平成12年3月31日世教委規則第8号 平成13年9月28日世教委規則第20号 平成15年3月28日世教委規則第2号 平成16年3月31日世教委規則第5号 平成16年12月17日世教委規則第17号 平成18年6月28日世教委規則第19号 平成20年3月28日世教委規則第7号 平成20年5月27日世教委規則第23号 平成21年9月25日世教委規則第14号 平成22年5月6日世教委規則第12号	昭和63年12月28日世教委規則第9号 平成元年3月31日世教委規則第1号 平成元年5月1日世教委規則第11号 平成3年3月1日世教委規則第2号 平成4年4月30日世教委規則第11号 平成4年7月15日世教委規則第14号 平成4年12月25日世教委規則第20号 平成5年4月27日世教委規則第3号 平成6年4月28日世教委規則第4号 平成7年4月27日世教委規則第13号 平成9年3月27日世教委規則第2号 平成11年3月24日世教委規則第3号 平成12年3月31日世教委規則第8号 平成13年9月28日世教委規則第20号 平成15年3月28日世教委規則第2号 平成16年3月31日世教委規則第5号 平成16年12月17日世教委規則第17号 平成18年6月28日世教委規則第19号 平成20年3月28日世教委規則第7号 平成20年5月27日世教委規則第23号 平成21年9月25日世教委規則第14号 平成22年5月6日世教委規則第12号

改正後	改正前
<p>平成22年7月16日世教委規則第15号  平成26年3月28日世教委規則第4号  平成26年11月28日世教委規則第11号  平成27年3月13日世教委規則第6号  平成28年6月28日世教委規則第13号  平成29年3月17日世教委規則第8号  平成29年6月30日世教委規則第13号  令和元年6月28日世教委規則第9号  <u>令和3年12月10日世教委規則第 号</u></p>	<p>平成22年7月16日世教委規則第15号  平成26年3月28日世教委規則第4号  平成26年11月28日世教委規則第11号  平成27年3月13日世教委規則第6号  平成28年6月28日世教委規則第13号  平成29年3月17日世教委規則第8号  平成29年6月30日世教委規則第13号  令和元年6月28日世教委規則第9号</p>
<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則  東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年4月東京都世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p>	<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則  東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年4月東京都世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>（区長の補助機関である職員等の補助執行）  第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。  （1） 総合支所区民課長及び出張所長  ア 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発行及び健康診断の通知等の交付に関する事  イ 就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書の再発行に関する事  ウ 学年途中の転居に伴う学期末まで（最終学年の場合は学年末まで）の就学すべき学校の指定の変更に関する事。</p>	<p>（区長の補助機関たる職員等の補助執行）  第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次の各号に定める区長の補助機関たる職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。  （1） 総合支所区民課長及び出張所長  ア 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発行及び健康診断の通知等の交付に関する事  イ 就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書の再発行に関する事  ウ 学年途中の転居に伴う学期末まで（最終学年の場合は学年末まで）の就学すべき学校の指定の変更に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>エ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する こと。</p> <p>(2) まちづくりセンター所長(太子堂まちづくりセンター、経堂 まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづく りセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセン ター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所 長を除く。)</p> <p>ア 就学通知書の再発行に関する こと。</p> <p>イ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関する こと。</p> <p>(3) 総務部区政情報課長</p> <p>ア 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。 以下「情報公開条例」という。)第6条に規定する行政情報の開 示請求書を受理すること。</p> <p>イ 情報公開条例第7条の規定による行政情報の開示を行うこ と。</p> <p>ウ 情報公開条例第10条の規定による行政情報の開示の可否の決 定の通知並びに情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定に よる決定期間の延長の通知を行うこと。</p> <p><del>エ</del> <b>削除</b></p> <p><b>エ</b> 情報公開条例第22条の規定による行政情報の公表を行うこ と。</p> <p><b>オ</b> 情報公開条例第27条の規定による行政情報の特定に資する情 報の提供その他適切な措置を講ずること。</p> <p><b>カ</b> 世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2 号。以下「個人情報保護条例」という。)第9条の規定により業 務の登録並びにその抹消及び修正を行い、個人情報登録簿を一</p>	<p>エ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関するこ と。</p> <p>(2) まちづくりセンター所長(太子堂まちづくりセンター、経堂 まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづく りセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセン ター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所 長を除く。)</p> <p>ア 就学通知書の再発行に関する こと。</p> <p>イ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関するこ と。</p> <p>(3) 総務部区政情報課長</p> <p>ア 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。 以下「情報公開条例」という。)第6条に規定する行政情報の開 示請求書を受理すること。</p> <p>イ 情報公開条例第7条の規定による行政情報の開示を行うこ と。</p> <p>ウ 情報公開条例第10条の規定による行政情報の開示の可否の決 定の通知並びに情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定に よる決定期間の延長の通知を行うこと。</p> <p><b>エ</b> <u>情報公開条例第20条の規定による行政情報の任意的な開示を 行うこと。</u></p> <p><b>オ</b> 情報公開条例第22条の規定による行政情報の公表を行うこ と。</p> <p><b>カ</b> 情報公開条例第27条の規定による行政情報の特定に資する情 報の提供その他適切な措置を講ずること。</p> <p><b>キ</b> 世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2 号。以下「個人情報保護条例」という。)第9条の規定により業 務の登録並びにその抹消及び修正を行い、個人情報登録簿を一</p>

改正後	改正前
<p>般の閲覧に供すること。</p> <p><b>主</b> 個人情報保護条例第20条に規定する保有個人情報等の開示請求書、個人情報保護条例第30条に規定する保有個人情報等の訂正請求書及び個人情報保護条例第37条に規定する保有個人情報等の利用中止請求書を受理すること。</p> <p><b>ク</b> 個人情報保護条例第21条の規定による保有個人情報等の開示を行うこと。</p> <p><b>ケ</b> 個人情報保護条例第24条に規定する保有個人情報等の開示の可否の決定の通知、個人情報保護条例第32条に規定する保有個人情報等の訂正の可否の決定の通知及び個人情報保護条例第39条に規定する保有個人情報等の利用中止の可否の決定の通知並びに個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知、個人情報保護条例第33条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知並びに個人情報保護条例第40条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。</p> <p>(4) 子ども・若者部若者支援担当課長 ア 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>般の閲覧に供すること。</p> <p><b>ク</b> 個人情報保護条例第20条に規定する保有個人情報等の開示請求書、個人情報保護条例第30条に規定する保有個人情報等の訂正請求書及び個人情報保護条例第37条に規定する保有個人情報等の利用中止請求書を受理すること。</p> <p><b>ケ</b> 個人情報保護条例第21条の規定による保有個人情報等の開示を行うこと。</p> <p><b>コ</b> 個人情報保護条例第24条に規定する保有個人情報等の開示の可否の決定の通知、個人情報保護条例第32条に規定する保有個人情報等の訂正の可否の決定の通知及び個人情報保護条例第39条に規定する保有個人情報等の利用中止の可否の決定の通知並びに個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知、個人情報保護条例第33条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知並びに個人情報保護条例第40条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。</p> <p>(4) 子ども・若者部若者支援担当課長 ア 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関すること。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>